

川西市告示第 37 号

川西市公共施設内における通勤用等自動車の駐車料収納事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、川西市公共施設内における通勤用等自動車の駐車料収納事務を下記のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

川西市長 越田 謙治郎

記

- 1 委託事務 川西市公共施設内における通勤用等自動車の駐車料収納事務
- 2 受託者住所 大阪市中央区今橋 4 丁目 5 番 15 号
氏名 三井住友カード株式会社
代表取締役社長 大西 幸彦
- 3 指定日 令和 8 年 4 月 1 日
- 4 委託日 令和 8 年 4 月 1 日
- 5 委託期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで